



平成 24 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 不 二 製 油 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 海老原 善隆
 (東証 1 部、コード番号 2607)
問合せ先 I R 広報部長 隈部 博史
 (電話番号 072-463-1035)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社第 84 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 定款一部変更の理由

監査役の地位の一層の安定化を図り、監査役の機能及び職務を十分発揮することができ、任期を確保すること及び監査役の職務の連続性を構築することを目的として、当社の現行定款第 31 条を変更するものです。

II 変更の内容

別紙の「定款一部変更新旧対照表」のとおりです。

III 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(別 紙)

Ⅱ 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

定款一部変更新旧対照表

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 30 条 (条文省略)	第 1 条～第 30 条 (現行どおり)
(監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削 除)
第 32 条～第 46 条 (条文省略)	第 32 条～第 46 条 (現行どおり)